

総合セキュリティ対策会議（平成15年度）の概要

1 経緯

情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保するためには、産業界等との連携が不可欠であることから、平成13年度「総合セキュリティ対策会議」を設置し、有識者等により、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察に係る連携の在り方について検討を行ってきた。

13年度は連携の在り方の全体像を議論し、昨年度は「ハイテク犯罪等に係る被害状況の調査」をもとに、情報セキュリティ対策の実態把握に努めるとともに、今後の課題を検討した。

2 本年度の予定

(1) テーマ

本年度は「官民における情報セキュリティ関連情報の共有の在り方」について検討を進める。

(2) 趣旨

官民が連携して効果的な情報セキュリティ対策を講じていくためには、様々な情報を共有することが必要である。

共有すべき情報としては、平時から共有しておくべきものと緊急時・事案発生時に共有すべき情報がある。それらの情報をどのような主体がどのように共有すれば効果的な対策・対処が行えるのか、官民はいかに連携をとっていくべきか等について、具体的な検討を行い、官民が認識を共通にしておく必要がある。

加えて、国民との情報共有という観点から、国民からの相談についてどのような主体がどのように対応すべきなのか、国民の情報セキュリティ意識の向上のために効果的な広報・啓発の在り方はどのようなものか等についても検討する。

また、情報セキュリティに関する脅威の実態把握については、警察庁が実施している情報セキュリティに係る調査を基に、引き続き分析等を実施していくこととする。

(3) 具体的検討事項

- ・ 官民で共有すべき情報（平時／緊急時・事案発生時）
- ・ 情報共有に関する官民連携の在り方
- ・ 情報共有における個人情報の在り方
- ・ 緊急対処及び相談対応の在り方
- ・ 広報・啓発活動の在り方
- ・ 情報セキュリティに係る被害と対策の実態把握

(4) 委員

原則として、昨年度と同様とし、各委員に対しては、再度就任依頼を行う。

(5) 進め方

4回程度（第1回：8月、第2回：10月、第3回：12月、第4回：2月（目安））会議を開催する。

(6) 成果物

官民の連携の在り方について、会議における議論等を基に、報告書としてとりまとめるとともに、これをふまえた広報啓発を実施する。また、会議結果は、随時当庁のホームページに掲載する。

（以上）